

## 只見町移住・定住応援交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、U・Iターン及び新規学卒者の地元での就業、定着を促進するとともに、人口減少対策及び地域の活性化を図るため、只見町移住・定住応援交付金(以下「交付金」という。)の交付について、只見町補助金等の交付等に関する規則(平成12年只見町規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住 町外から只見町(以下「町」という。)に転入し住民登録を行い、定住することをいう。

(2) 定住 永住の意思を持ち、町に住民登録を行い、かつ、当該住所地を生活の本拠地とすることをいう。

(3) 就業 町内又は通勤圏内の事業所に雇用されている期間が1年以上(1年以上の雇用見込み及び期間の定めがない場合を含む。)で、所定労働時間が週30時間以上であることをいう。又は、個人で農業その他自ら事業を営むことをいう。

(4) Uターン者 町の出身者が町外に転出し、1年以上経過した後に、再び町に転入し、定住の意思のある者をいう。

(5) Iターン者 町外出身者で、新たに町に転入し、定住の意思のある者をいう。

(6) 新規学卒者 中学校、高等学校、大学(短期大学、大学院を含む)、高等専門学校、専修学校(専門課程)を卒業後1年以内に定住し(卒業以前から定住している者を含む。)、卒業以前に就業したことが無い者をいう。

(7) 住居費 移住を機に、物件(申請者及び世帯員の3親等以内の親族が所有し、又は管理する住宅を除く。)を賃貸する際に要した賃料、敷金、礼金、(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料の費用を合計した額(勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、当該住宅手当分を控除した額)をいう。

(8) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る費用をいう。

### (交付金の要件等)

第3条 第1条に規定する交付金は次のとおりとし、同一人(一世帯)1回限りとする。

種類	交付要件	交付金額	加算額
U・Iターン 交付金	(1) 定住の日から1年以内に通勤圏内の事業所等に就業し、6か月以上雇用されている、又は起業、開業していること。 (2) 就業開始日の年齢が50歳未満であること。 (3) 3年を超えて定住する意思があること。	1人あたり5万円	交付対象者が扶養している中学生以下の子ども1人あたり5万円
新規学卒者就業 交付金	(1) 卒業後に定住し、定住の日から1年以内に通勤圏内の事業所等に就業し、6か月以上雇用されている、又は起業、開業していること。	1人あたり10万円	なし

	(2) 就業開始日の年齢が30歳未満であること。 (3) 3年を超えて定住する意思があること。		
移住支援交付金	(1) 令和5年4月1日以降に移住した世帯。又は、令和5年4月1日以降の就業が確定された状態で、令和5年4月1日以前に移住した世帯 (2) 勤務する事業所の人事異動等により町外に転出する見込みがない世帯 (3) 定住の日において、50歳未満の者を含む世帯 (4) 定住の日から1年以内の世帯 (5) 就業している世帯員がいる世帯 (6) 世帯員全員が他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯 (7) 世帯員全員が過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない世帯 (8) 3年を超えて定住する意思があること。	(1) 1世帯に付、住居費及び引越費用を合計した額とし、30万円が上限 (2) 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる (3) 補助の対象となる期間は、定住の日の属する月から通算して12月 (4) 前項の規定にかかわらず、前条各号に規定する世帯に該当しなくなった場合における補助の対象となる期間は、当該該当しなくなった事由が発生した日の属する月まで	なし
※移住支援交付金とその他の交付金の重複は妨げない。(その他の重複は不可)			

(交付金の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者(以下「交付資格者」という。)は移住・定住応援交付金申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、交付事由が生じた日から12ヶ月以内に町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し(世帯全員のもの)
- (3) 雇用期間、所定労働時間が確認できる書類、又は自ら事業を営むことを証明する書類
- (4) 卒業を証明する書類(卒業証明書、卒業証書の写し等)(新規学卒者就業交付金のみ)
- (5) 物件の賃貸借契約書の写し(定住支援交付金のみ)
- (6) 住宅手当支給証明書(様式第3号)(定住支援交付金のみ)

(7) 住居費の支払が確認できる書類（領収書、通帳の写し等）（定住支援交付金のみ）

(8) 引越費用の支払が確認できる書類（領収書、通帳の写し等）（定住支援交付金のみ）

(9) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める書類  
（交付金の交付の決定）

第5条 交付金等の交付申請があったときは、交付の可否を決定し、その結果を交付金等交付決定通知書（様式第4号）又は却下決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、その申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに只見町移住・定住応援交付金変更承認申請書（様式第6号）に、前条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認申請があった場合において、審査し、これを適当と認めるときは、只見町移住・定住応援交付金変更交付決定通知書（様式第7号）により交付対象者に通知するものとする。

（交付資格の喪失）

第7条 交付資格者は、申請までの間に次の各号に該当するときはその資格を失う。

(1) 只見町から住民票を異動したとき。

(2) 交付資格者又は同居の親族等が町税又は町に納付すべき公共料金等を未納しているとき。

(3) その他町長が適当でないと認めるとき。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に交付金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) 交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が適当でないと認めたとき。

（報告等）

第9条 町長は、交付金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（交付金の請求及び支出）

第10条 前条の決定により交付金を交付決定された者は、交付金交付請求書（様式第8号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求を受けた日から30日以内に交付金を支払わなければならない。

（適用除外）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は支給対象としない。

(1) 転勤その他の事由により定住が担保されていない者。

(2) 地域おこし協力隊。ただし、地域おこし協力隊の勤務任期が終了し只見町に定

住する者を除く。その場合は任期終了日の翌日を定住の日とする。

(3) 世帯内に税金等を滞納している者を含む者

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 只見町U・Iターン等促進助成金交付要綱（令和2年3月27日訓令第20号）及び只見町若者定住支援事業補助金交付要綱（令和2年6月29日訓令第39号）は廃止する。